

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（令和元年5月27日開催）
議事概要

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会庶務

1 日 時

5月27日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（6階）

3 出席者

（委員）赤間幸人，石栗正子，小池千秋，小路法雄，齋藤重博，篠原光征，
高木淳平，知野明，西田史明，南智樹，宮崎徹哉，山根直樹（※敬称略・
五十音順）

（ゲストスピーカー）札幌保護観察所統括保護観察官 廣中研一

（説明者）関根浩昭少年訟廷管理官，荻原加奈子主任家裁調査官，
大場智紘家裁調査官

（裁判所）山本佳子首席家裁調査官，加藤重樹次席家裁調査官，
河西滋次席家裁調査官，高柴浩和家事首席書記官，
佐々木克巳少年首席書記官，平野裕章家事・少年次席書記官，
加藤博之事務局長，大橋里美事務局次長

（庶務）内山秀樹総務課長，細田真由子総務課課長補佐

4 配布資料

配布資料あり（添付省略）

5 進 行

（1）議事

ア 委員の退任，任命についての報告

前回の委員会以降，小原善孝委員，可児敏章委員，岸小夜子委員，高野俊太郎委員，竹田光広委員及び國分隆文委員が退任され，新たに赤間幸人委員，小池千秋委員，山根直樹委員，高木淳平委員，石栗正子委員及び知野明委員が任命されたことが報告された。

イ 委員長の選任について

互選により石栗正子委員が委員長に選任された。

ウ 前回の議事結果について

エ 「少年事件の概況について」の説明

オ 「保護観察の制度・現状について」の説明

カ 「保護観察所との連携－再非行防止に向けて－」の説明

キ 質疑応答及び意見交換

質疑応答及び意見交換の概要は、別紙のとおり

(2) 次回の予定等

ア 委員会日程 令和元年11月18日(月)午後1時30分

イ テーマ 「家事調停の運営と実情について」

別 紙

概 要

□委員長 ●委員 △説明担当者

- まず、本日のテーマに入る前に、前回の議事結果についてご質問がある旨ご連絡をいただいた委員がおられますので、ご質問をうかがいたいと思います。
- 昨年11月開催の家裁委員会の議事録を拝見しました。市民の方々と関わりの深い広報がテーマで、様々な意見が出ていましたが、委員会開催後、広報について変わった点や、新たに実施したことがあれば、教えてください。また、裁判官による出前講座等への言及がありますが、出前講座の近年の実施状況を教えてください。
- ご質問ありがとうございます。総務課長から回答してください。
- △ 前回の委員会でいただいたご意見の中で、まず、裁判所ウェブサイトを利用した家事手続案内について回答します。スマートフォン専用サイトの開設やウェブページ階層構造の改善など、当庁独自ではなかなか実現できないものもありますが、手続案内の内容など、当庁独自で取り組めるものにつきましては、より分かりやすく利用しやすいものにするよう、現在検討中です。次に、裁判所の一般広報行事についてご回答します。中高生向け行事の開催については、今年度開催予定の市民講座や公開学習での実現に向けて検討を始めております。今年に入ってから、中高生からの団体傍聴・庁舎見学の申し込みが増えている状況ですが、ご意見を参考に、興味を持っていただいているところや目的を把握するように努め、よりニーズに答えられるよう、ひとつひとつ対応しております。また、裁判官による出前講座の実施状況についてですが、近年の実績はありません。4月に1件申し込みがありましたが、ご希望の時期が切迫しているなどの事情で実施には至りませんでした。なお、講師派遣につきましては、裁判官について年間約十数件、一般職員について年間約25件前後、派遣を実施しております。
- それでは議事を始めさせていただきます。本日のテーマは「保護観察所との連携」です。前半部分でまず少年事件の流れと概況を関根訟廷管理官から説明し、そのあと本日のゲストスピーカーである廣中研一統括保護観察官と荻原主任家裁調査官から、保護観察所と家庭裁判所それぞれの立場から、少年の再非行防止に向けた連携と取り組みについて説明していただきます。その上で、後半、委員の皆様には、少年の再非行防止と健全育成に向け、裁判所が皆様とどのように連携し、どのような役割を果たしていくべきか、また、それぞれのお立場やご経験からのアドバイスなど、広くご意見をいただきたいと思っております。それではまず、少年事件の流れと概況について、関根訟廷管理官をお願いします。
- △ 「少年事件の概況について」の説明（省略）
- それでは、続きまして、保護観察の制度と現状につきまして、札幌保護観察所からゲストスピーカーとしてお越しいただきました廣中研一統括保護観察官からご説明をいただきます。

△ 「保護観察の制度・現状について」の説明（省略）

□ それでは、続きまして、家庭裁判所と保護観察所との連携につきまして、荻原主任家裁調査官からご説明をいたします。

△ 「保護観察所との連携―再非行防止に向けて―」の説明（省略）

□ 家庭裁判所と保護観察所との連携を踏まえまして、現状の取組で不十分な点、新たに取り組むと良い点、その他ご意見やご助言、質問など、ぜひお聴かせいただきたいと思っております。

● 保護観察に付された子どもたちを担当していますが、個人差が大きいことは別として、自立していないために、家庭環境が悪いと立ち直りが難しいと思っております。そういう子は悪い友達に救いを求めて再非行を犯すこともあります。保護司との対応はよいので、逮捕されるまでわからない子もいます。親と話しても、親も子どもが何を考えているかわからないということもあるので、家庭裁判所ではどこまで把握して保護観察の審判をしているのかと聞いていました。我々は、例えば、初犯だからこのくらいとか、2回目だけど犯罪の結果が軽いからこのくらいといった素人判断で考えているので、そういうもので判断しているのかと聞いていました。先ほどの説明ではいろいろなことを集約して判断しているとのことですが、果たしてそうなのかと疑問がわきました。保護観察所との連携の説明でも、保護観察中に再犯をした少年について、保護観察を続けてよいのか、施設に送った方がよいのかをどのように判断しているのかがわかりづらかった。少年院は立ち直る教育をする場だと思っておりますが、これも、3か月や6か月という期間で教育できるのか、子どもが果たして更生する気持ちになるのかという疑問もあります。少年院という名称も、一般の人から見れば、何か悪いことをして、罰を受けて帰ってきたというイメージが意外と強いものですから、名称を変えてイメージを払拭したらよいのではないかと思います。

● 一言でいうと、時代が変わったなという感想です。学校現場でも、昭和の最後の方から平成にかけてはシンナーやトルエンなどいろいろな事案があり、家裁調査官とも話をすることが多く、学校として、家庭環境も含めて、情報共有しながらその子のプラスになる方向でやっていこうとしていました。時代が変わる中で、未然防止に努めるためにはどう取り組んでいくか、SNSがらみの性犯罪や福祉に関する事案は学校では見えない事案で、特殊詐欺も、中学、高校も含めて入ってきています。目立つために非行をやっていた時代と違って、軽い感じで、なんとなくわからないまま罪の意識もなく関わっていくのに対し、学校では指導をどう進めていくかに苦慮しています。町内会も含め一体となって取り組んでいるところもありますが、健やかな育成という観点で力を借りていかななくてはならず、対応をどうするかが気になるところです。

● 犯罪の未然防止が難しいんですね。連絡協議会も含めて、学校同士、警察とも連携しております。復帰に向けた学校との連携で、学校の配慮が望ましいという声があれば、考えていかなければならないと思っております。学校に対して配慮を求めるものがあれば事例

として教えてほしい。

- 家庭裁判所、保護観察所が、非常にいろいろご苦勞、努力されているのがよくわかりました。児童相談所を所管して、個々の事案を見ていて思うのは、保護者、家庭の教育力、子どもを受け止める力が低下してきているということです。社会全体も子どもたちの自立更生をしっかりと受け止める力が時代の流れの中で低下してきていることがあると思います。そういう中で、保護観察所の様々な取組がもっと機能する妙案はなかなか浮かびませんが、これまでとは時代背景や社会全体が変わってきているので、子どもたちの自立更生を考えると、違った視点からの抜本的な取組が必要になってくるのではないかと思います。
- （非行を犯した少年の就労、雇用について）バブル経済の破綻以降最も就職率が良い状況で、ここ1年では、高校生の就職率もかなりいいはずです。実際のデータがなくて、感想めいたことしか言えませんが、就労の機会が増えているというのは間違いないと思います。
- 家庭裁判所の審判で保護観察に付すとき、少年へのアセスメント、動機づけ、ポイントの特定、審判後の少年及び保護者への説明の部分については、付添人も大きな役割を負っていると思っています。個々の付添人、あるいは、弁護士会の研修等で、充実した付添人活動ができるように努力していきたいと思っています。ただ、個々の付添人の弁護士によっては、保護観察処分が出た後も、継続的に支援している方もいらっしゃるかと思いますが、今までは、どうしても付添人活動は処分が出るまでということに制度上なりがちだったところがあります。弁護士会の課題として、例えば愛知県では、国から一部経費の補助をいただいて、更生見守り事業を弁護士会が始めたと聞いております。これは、例えば、成人少年を問わず、出所したけれども、細部の問題があって生活がうまくいかないとか、就職するところがないという方に対して、生活保護の申請のお手伝いとか、今まで地域の方や民生委員さんが担っていただいているところも弁護士が何かできないか、中間とか出口支援とかもどうするかが課題になってきております。札幌弁護士会で、具体的にどこまで検討が進んでいるということは申し上げられませんが、今後も弁護士会として、検討してゆくべきだろうと思っています。
- 少年の再非行防止に関しては家庭裁判所の指導になると思いますが、検察庁でも成人に関する再犯防止に向け、関係機関と連携しております。また、児童虐待事案では、市町村のみならず、保育園や警察も含め関係機関との連携は非常に大切だということは実感しているところであり、少年についても同じような観点から様々な努力が必要なんだろうと思っていますが、実際には難しいということもよくわかっているところです。先程のお話の中で、少年事件の数が非常に減っているというのは我々も実感していますが、そうかといって全く安心できる状態ではないということも実感しています。家庭環境とか周囲の環境は、盗みや深夜徘徊から始まって、エスカレートして非行に走るという者にとって非常に重要ですが、今は家庭環境だけでは語れないいろいろな非行犯罪があり、

特殊詐欺に大学生でも加担する人間がいます。SNSで「あんな儲け話があるよ」と口コミで広がっていく世界に今後は対応していかなければならない。新たな分野ですので、そのあたりの情報収集、情報共有と関係機関との連携が非常に大切になってくると思っております。

- 少年の立ち直り支援について、今日伺って、家庭裁判所と保護観察所が丁寧な連携をされているのがよくわかりました。民生委員や保護司の方々も地道な活動をされていると思いますが、保護司も、高齢化やなり手の不足の問題を抱えていて、どうしてもなじみの人に頼むしかないという実情を聞いております。地域で見守っていく大切さも、ボランティアに頼る限界みたいなものも感じてしまうところがありますが、引き続き、民間の方々をお願いしてゆくとすれば、もう少し広いスキームで、地域で見守る仕組み作りを考える時期に来ているかなと思います。具体的なアイデアはないのですが、少子化の中で、時代に即した対応の仕方というのを、少し新しい目先で考えていくことも必要なかなと思いました。それと、もう一つは、今日の直接のテーマじゃないと思いますが、少年法の適用年齢を、今、下げたらどうかという議論がありますよね。18歳、19歳の子どもたちが、今お話をうかがっているような家庭裁判所と保護観察所の丁寧な連携の対象となっていたのに、いきなり成人がかかっているような刑事手続、裁判で罰を受けることになるという、その子どもたちがどうなるのかというのは、非常に心配しているところがありまして、議論の推移を見守っているといったところです。
- あまり少年事件はわかりませんが、家裁の調停事件を担当している限りでは、お父さんとお母さんとの信頼関係、それから親と子の信頼関係というのが調停事件になると希薄になってきていると思っていて、少年の再犯を防止するには、どこかで親子関係、親と子どもの信頼関係を回復していかないと、仕事の関係、就労の関係、いろんなところでの、お父さん、お母さんの援助やアドバイスというのがやはり必要になってくるのではないかと考えてはいます。先程少年事件のご説明があったんですけど、家庭裁判所は、審判で保護観察にしていればそれで一応終わってしまっていて、それから保護観察所の方に行くと、じゃあ、終わった後、保護観察所と家庭裁判所がどういう連携をやって、お父さん、お母さんと、子どもの回復に寄与できるのかというところは、どこかで切れているのではないかと、保護観察所の方から「今少年はこういう風にしてますよ」という連絡が来たからといって、じゃあ家庭裁判所が保護司さんときちんと何か連携をしているのか、家族と何か連携をしているのかというところ、やはりそこはないんでしょうかね。その辺の何かうまくできるようなものがあれば、調停事件の方もだんだん少なくなってきた、減ってくるのかなと思っています。
- いろいろ社会も変わっていきますので、今までの枠組みでは難しいというご意見もいただきました。また、さらに学校・仕事先も含めた関係機関や、親御さん、地域ともご相談させていただかなければいけないのではないかと考えていますし、そういうところにアンテナを張ってゆかなければならないかと思っています。今日のご意見を参考に、家庭

裁判所として引き続き努めて参りたいと思います。ありがとうございました。